

難民認定申請者に対する支援（案内）

難民事業本部（RHQ）は経済的に困っている難民認定申請者への支援を行っています。

1. 対象者

支援を受けることができる方は、難民認定申請者（審査請求中を含む）のうち、本邦において生活困窮の度合いが高く衣食住に欠ける等、保護が必要と認められる方です。

（注1）①法務省において1回目の難民認定申請を行っている方、②法務省において1回目の難民認定申請に係る審査請求を行っている方、③2回目以上の難民認定申請を行っている方については、1回目の難民認定申請に対する不認定処分等について、裁判所において取消訴訟（第一審）を行っている方が支援の対象となります。

（注2）資産や収入のある方、働くことができる方、本人を扶養すべく、かつその能力を有する親族を有している方、公的扶助等を受給している方、その他保護措置を実施することが不相当と判断される方は、支援を受けることができない場合があります。

2. 支給内容

以下は、保護措置の許可が出た場合の支給内容です。
受給者によって支給内容が異なることがあります。

(1) 生活費

大人12才以上 日額 1,600円
子供12才未満 日額 800円

(2) 住宅費

支給される家賃には上限があり、家賃や居住人数により、支給額が異なります。また、支給は家賃のみで、諸経費は除きます。

(3) 医療費

原則保険適用内の治療の実費。高額となる見込みのもの等、支給できない場合もあります。

3. 支給期間

保護費支給は原則4か月間です。

4. 問合せ先

難民事業本部 援護課

106-0047 東京都港区南麻布5-1-27

（1Fは飲食店）

東京メトロ日比谷線 広尾駅（H03）4番出口

TEL 0120-925-357（フリーダイヤル）
03-3449-7029

OPEN 9:30-12:30、13:30-17:00

休 土・日・祝

（事前にお電話ください）

